

北東アジア 非核兵器地帯は、 可能です。

扉を開く9つの「だからできる」

誰もが安心・安全に暮らせる「核兵器も核の脅威もない北東アジア」。それは理想的だけれども、現在の国際状況では実現は無理・・・そんな意見をよく聞きます。でも、ちょっと立ち止まって考えてみれば、「北東アジア非核兵器地帯」は十分に現実的で実現可能なアイデアであることがわかります。その可能性と意義についての議論を活性化する一助になればと9つの「だからできる」をまとめました。「だから創る」という意志を生み出すために。

北東アジア非核地帯については、これまでに多くの研究や提案がなされていますが、ここではピースデポが提案している「スリー・プラス・スリー（3+3）」非核兵器地帯構想にもとづいて解説します。（詳しくは、下の囲みをご覧ください）。 ※印のついた言葉は、4ページの「基礎知識」で詳しく解説しています。

「3+3」非核兵器地帯構想

1990年代半ば以降、「北東アジア非核兵器地帯」に関するさまざまな非政府提案が登場しました。そのなかで最も現実的であり、実現可能な提案と私たちが考えるのが、ピースデポが提案している「3+3」構想です。この構想では、大韓民国（韓国）・朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）・日本の3か国が「非核兵器地帯」となります。そして、この地域にかかわりの深い3つの核兵器国（米国・ロシア・中国）が、国際法のもとで、地帯に含まれる3か国に核攻撃やその威嚇を行わないと誓約し、安全を保証します。2004年、ピースデポは韓国市民団体などの協力を得て、「モデル『北東アジア非核兵器地帯条約』」（案）を発表しました（ピースデポHPに掲載）。適切ならば、非核国モンゴルを加えて「4+3」構想とすることも可能です。

7 6か国協議を 発展させることができる。

6か国協議の参加国（日本、韓国、北朝鮮、米国、中国、ロシア）が、「3+3」構想の6か国と重なることは偶然ではありません。07年2月13日の6か国協議で5つの作業部会が設立されましたが、そのひとつが、中期的な地域安全保障体制をテーマとする「東北アジアの平和及び安全のメカニズム」作業部会です。「北東アジア非核兵器地帯」の実現に向けた政府間協議を開始する絶好のチャンスと言えるでしょう。

1 「核の傘」がなくても 安全は守れる。

「非核兵器地帯」は、地帯内で核兵器を開発・製造したり、配備したりすることを禁止するだけのものではありません。地帯に含まれる国家に対する核攻撃や攻撃の威嚇を行わないよう、核保有国に義務付けている点が重要です。これを「消極的安全保証」（※）といいます。つまり、非核兵器地帯とは、核兵器による脅し（核抑止力）という「核の傘」ではなく、「非核の傘」によって私たちの平和と安全を守ろうとする枠組みなのです。

3 北朝鮮の核兵器放棄を 促進できる。

「6か国協議」で、北朝鮮は非核化を約束して、交渉を続けており、一定の進展を見せています。その過程を経て、北朝鮮の非核化は可能です。しかし、一方では「北朝鮮は本当に約束を守るのか」という根深い不信があるのも事実です。反対に、北朝鮮の側から見れば、核兵器国（米、中、ロ）と核兵器に依存している国（日、韓）に自国の非核化だけを迫られている、という不平等感が拭えません。こうした相互不信の連鎖を断ち切るためには、日本が非核兵器地帯構想を提示することによって、北朝鮮が安心して核兵器の完全廃棄にむかう環境を整備し、核保有を正当化する「言い訳」を与えないことができます。

5 地域の軍事的緊張を緩和する。

6か国協議の結果、「朝鮮半島の非核化」が実現しても、日本と中国、日本と朝鮮半島、米国と中国など、この地域の緊張関係は継続します。とりわけ中国の核の脅威は、日本が日米同盟を強め、さらなる軍拡に向かう理由として掲げられてきました。また、日本の膨大なプルトニウム備蓄は、韓国・北朝鮮の人々に「日本核武装」の懸念を引き起こしています。「北東アジア非核兵器地帯」が実現すれば、日本は北朝鮮・中国の核の脅威を理由に軍事力強化を進める必要がなくなり、南北朝鮮も日本の核武装への懸念を解消することができます。日本・韓国における米軍の役割が大幅に低下することで、米中の緊張関係の緩和にも繋がります。

8 被爆国・日本 にふさわしい。

日本政府は、最新の非核兵器地帯である中央アジア非核兵器地帯の設立に具体的な協力をするなど、非核兵器地帯に好意的な政策をとっています。しかし、これまでのところ自国が関係する「北東アジア非核兵器地帯」構想には消極姿勢です。広島・長崎の被爆体験を持つ日本だからこそ、国際世論をリードして核兵器のない北東アジアに向けたイニシアティブを発揮することができるはず。現在の日本の「核の傘」依存政策は、被爆国としての道義的立場を弱めています。なによりもまず、日本が変わることが求められています。

2 現在の政策を 活かすことができる。

「3+3」構想には、日本、韓国、北朝鮮の3か国がすでに公約している政策に立脚できる、という大きな利点があります。すなわち、日本には、「核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則、さらに核エネルギーの軍事利用を禁じた1955年の「原子力基本法」があります。また、韓国・北朝鮮による1992年の「朝鮮半島の非核化共同宣言」は、「核兵器の実験、製作、製造、受領、所有、貯蔵、配備、及び使用をしない」ことや「原子力エネルギーを平和目的のみ利用する」ことを約束しています。この宣言が現在も有効であることが、最近の6か国協議でも確認されています。

4 日米安保条約と 矛盾しない。

日米安保体制＝「核の傘」の認識は間違いです。日米安保体制の是非論を超えて、日米安保条約の下においても「北東アジア非核兵器地帯」の実現は可能です。現在は、日本の政策選択として米国の核の傘に頼っているに過ぎません。非核兵器地帯への道を選択して非核安保に進むかどうかは日本の選択です。たとえば、核兵器と対人地雷とは戦略的性格が異なりますが、米国の政策に反して日本は対人地雷禁止条約に加盟して地雷を拒否しました。米軍は日米軍事協力において対人地雷を使えないのです。これと同じことが、核兵器で起こるだけです。日本政府は、米国の核兵器に依存する根拠を「核兵器の脅威」に対抗するため、としています。しかし、非核兵器地帯の実現によって、その「核兵器の脅威」をとり除くことができるので、根拠はなくなります。

6 核兵器廃絶に タイムリーに貢献できる。

北東アジアが非核化されても、米国、ロシア、中国の核保有は変わらない。だから意味がないのではという意見があります。しかし、それはグローバルな核兵器廃絶努力の「いま」の特徴を忘れた議論です。いま、2000年の核不拡散条約（NPT）再検討会議で合意された「核兵器の完全廃棄に対する明確な約束」をきちんと実行していくために、核兵器保有国のみならずすべての国が核兵器を必要としない安全保障政策に転換することが求められているのです。日本や韓国のような「核兵器依存の非核兵器国」（※）が北東アジア非核兵器地帯へと移行することは、グローバルな核軍縮を率先して進めることとなります。

9 自治体が力を発揮できる。

「北東アジア非核兵器地帯」の実現に向けて日本政府を動かしていくためには大きな世論のうねりが必要です。自治体、とりわけ全自治体の約78%を占める「非核宣言自治体」（※）の果たせる役割は極めて大きいでしょう。すでに核兵器廃絶や非核三原則厳守を求めてきた自治体が、その要求の次の段階として「北東アジア非核兵器地帯の早期設立を求める」という趣旨を掲げた決議、意見書、宣言を出すような運動が考えられます。また、北東アジア各国との姉妹都市制度を活用するなどの自治体外交や、国会議員、地方議員との協力も重要でしょう。その際、議論を活性化させる「たたき台」として、「モデル『北東アジア非核兵器地帯条約』」が活用できます。